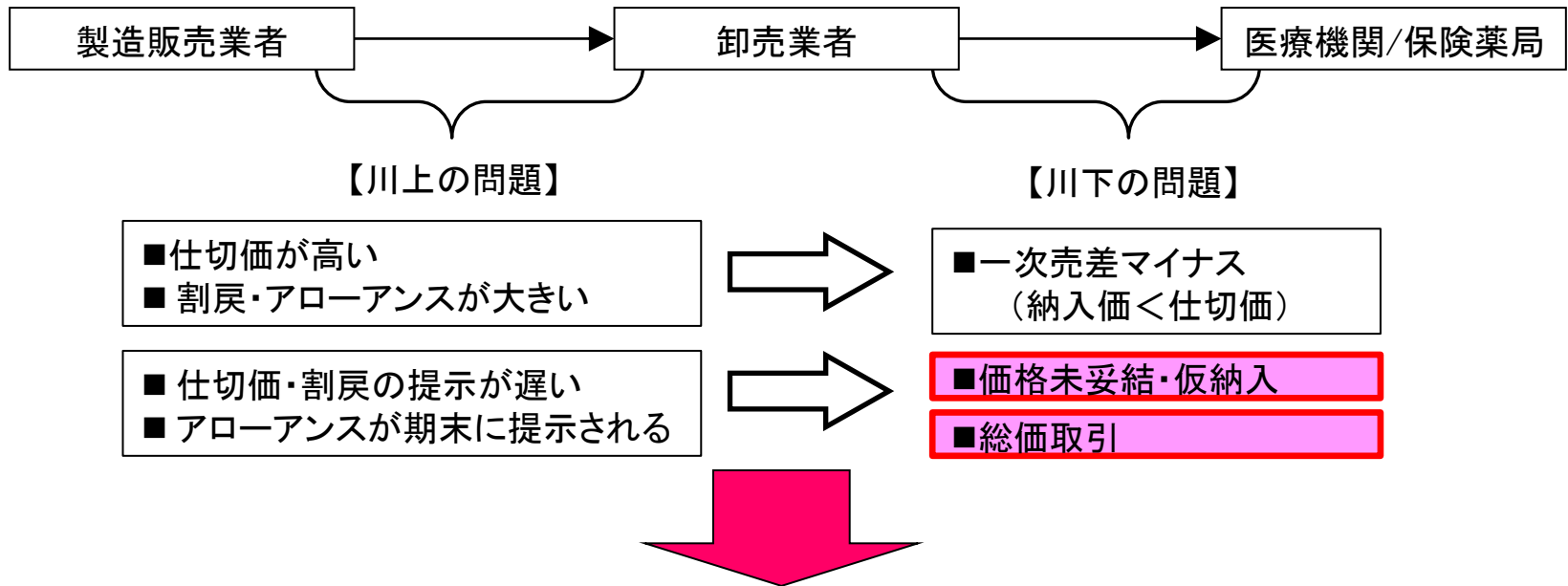


医療用医薬品の流通改善の必要性

- 公的医療保険で使用する医薬品の償還価格である薬価は、医薬品の価値に見合った市場実勢価格を反映させることを前提として、適正な市場実勢価格の形成が必要。

※現行薬価制度においては、医療保険から医療機関／保険薬局に支払われる際の医薬品の価格が、「薬価基準」として銘柄別に定められている。この薬価基準で定められた価格は、卸が医療機関／保険薬局に対して販売する価格（市場実勢価格）を調査（薬価調査）し、その結果に基づき改定される。

- このため、薬価調査（市場実勢価格）の信頼性の確保（＝未妥結・仮納入の是正）、銘柄別薬価収載の趣旨を踏まえた個々の医薬品の価値に見合った合理的な価格が形成されること（＝総価取引の是正）が必要。



医療用医薬品の流通改善について(緊急提言)

H19.9.28 医療用医薬品の流通改善に関する懇談会

※流通改善に当たって取引当事者が留意すべき事項(概要)

1. 一次売差マイナスと割戻し・アローアンスの拡大傾向の改善 (メーカーと卸の取引)

- 適正な仕切価水準の設定及び割戻し・アローアンスの整理縮小と基準の明確化
 - ・割戻し・アローアンスのうち、一次仕切価へ反映可能なものは反映
 - ・割戻し・アローアンスの運用の見直しなど取引の一層の透明化を確保

2. 長期にわたる未妥結・仮納入の改善 (卸と医療機関/薬局の取引)

- 経済合理性のある価格交渉の実施
- 長期にわたる未妥結・仮納入とは、6ヶ月を超える場合と定義

3. 総価契約の改善 (卸と医療機関/薬局の取引)

- 医薬品の価値と価格を反映した取引の推進
 - ・銘柄別薬価制度の趣旨を踏まえ、単品単価交渉を推進
 - ・総価契約を行う場合でも、価値と価格を踏まえた取引を行う趣旨から、除外品目設定の努力

※流通改善に当たって取引当事者が持つべき基本認識(抜粋)

- ★ 医療用医薬品は、医療の一環として位置付けられるものであり、生命関連商品として、他の商品以上に価格形成、取引条件等についての透明性、公平性の確保が求められている。
- ★ 公的保険制度下においては、現行薬価制度の信頼性を確保する観点から、早期妥結及び単品単価契約が求められている。
- ★ 一年にも及ぶ価格交渉は、機会費用の発生などの観点からも経済合理性を欠いた取引である。

平成23年度 価格妥結状況調査結果概要(12月取引分)

医療機関設置主体別価格妥結状況(200床以上の病院)

設 置 者		妥 結 率						
		平成22年度				平成23年度		
		H22. 6	H22. 9	H22. 12	H23. 3	H23. 6	H23. 9	H23. 12
病 院 (2, 673)		20. 6	31. 5	35. 3	89. 5	43. 5	51. 1	51. 4
1	国 (厚生労働省) (12)	99. 8	99. 9	100. 0	100. 0	97. 5	98. 6	98. 5
2	国 (国立高度専門医療研究センター) (8)	99. 8	99. 9	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
3	国 ((独)国立病院機構) (136)	98. 6	99. 9	99. 9	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0
4	国 (国立大学法人) (42)	53. 3	68. 6	64. 6	96. 6	54. 6	71. 5	65. 6
5	国 ((独)労働者健康福祉機構) (31)	3. 3	8. 8	6. 3	71. 8	6. 7	10. 6	6. 6
6	国 (その他) (6)	81. 9	100. 0	78. 4	100. 0	85. 2	94. 1	94. 9
7	都道府県 (124)	30. 7	51. 8	44. 4	98. 4	37. 8	55. 7	48. 5
8	市町村 (273)	19. 1	32. 3	32. 8	95. 6	33. 3	45. 3	41. 4
9	地方独立行政法人 (43)	18. 3	52. 1	41. 5	97. 5	33. 7	55. 7	60. 6
10	日 赤 (69)	1. 4	1. 7	3. 5	85. 8	17. 0	17. 7	21. 2
11	済生会 (49)	1. 9	2. 5	3. 3	77. 3	15. 5	19. 2	17. 9
12	北海道社会事業協会 (6)	0. 0	11. 9	11. 0	100. 0	82. 7	96. 3	100. 0
13	厚生連 (78)	0. 3	0. 2	3. 0	100. 0	8. 6	7. 7	7. 5
14	全社連 (33)	34. 4	80. 1	85. 5	98. 6	88. 2	92. 3	90. 9
15	厚生団 (7)	0. 1	0. 2	0. 1	64. 3	29. 6	28. 5	27. 3
16	船員保険会 (3)	0. 0	0. 0	0. 0	91. 6	0. 0	0. 0	0. 0
17	健保組合・その連合会 (4)	0. 7	0. 1	31. 2	83. 3	61. 5	86. 1	88. 2
18	共済組合・その連合会 (36)	0. 3	0. 4	0. 3	93. 8	64. 9	69. 7	65. 1
19	国民健康保険組合 (1)	0. 0	0. 0	0. 0	100. 0	11. 6	12. 6	2. 6
20	公益法人 (190)	9. 8	16. 1	22. 3	73. 7	41. 5	47. 3	54. 3
21	医療法人 (1, 305)	19. 4	38. 5	53. 9	92. 0	74. 6	76. 6	80. 6
22	学校法人 (77)	2. 0	4. 3	9. 5	70. 8	20. 2	24. 8	24. 8
23	会 社 (20)	9. 4	18. 1	36. 6	96. 5	55. 7	58. 8	61. 2
24	その他の法人 (82)	16. 0	26. 5	32. 7	89. 0	43. 0	56. 3	62. 6
25	個 人 (38)	24. 0	52. 8	83. 7	96. 2	82. 9	97. 2	100. 0

○調査客体及び回収状況

卸連加盟会社53社を対象に53社から回答
(回収率 100%)

○調査概要

①調査内容

- ア. 全ての医療機関、薬局を対象に実施
イ. 23年12月1ヶ月間の取引高における妥結状況を薬価ベースで調査
価格が妥結したものの販売額(品目別販売本数×薬価)
妥結率 = $\frac{\text{販売総額(品目別販売本数} \times \text{薬価)}}{\text{販売総額(品目別販売本数} \times \text{薬価)}}$

②調査結果

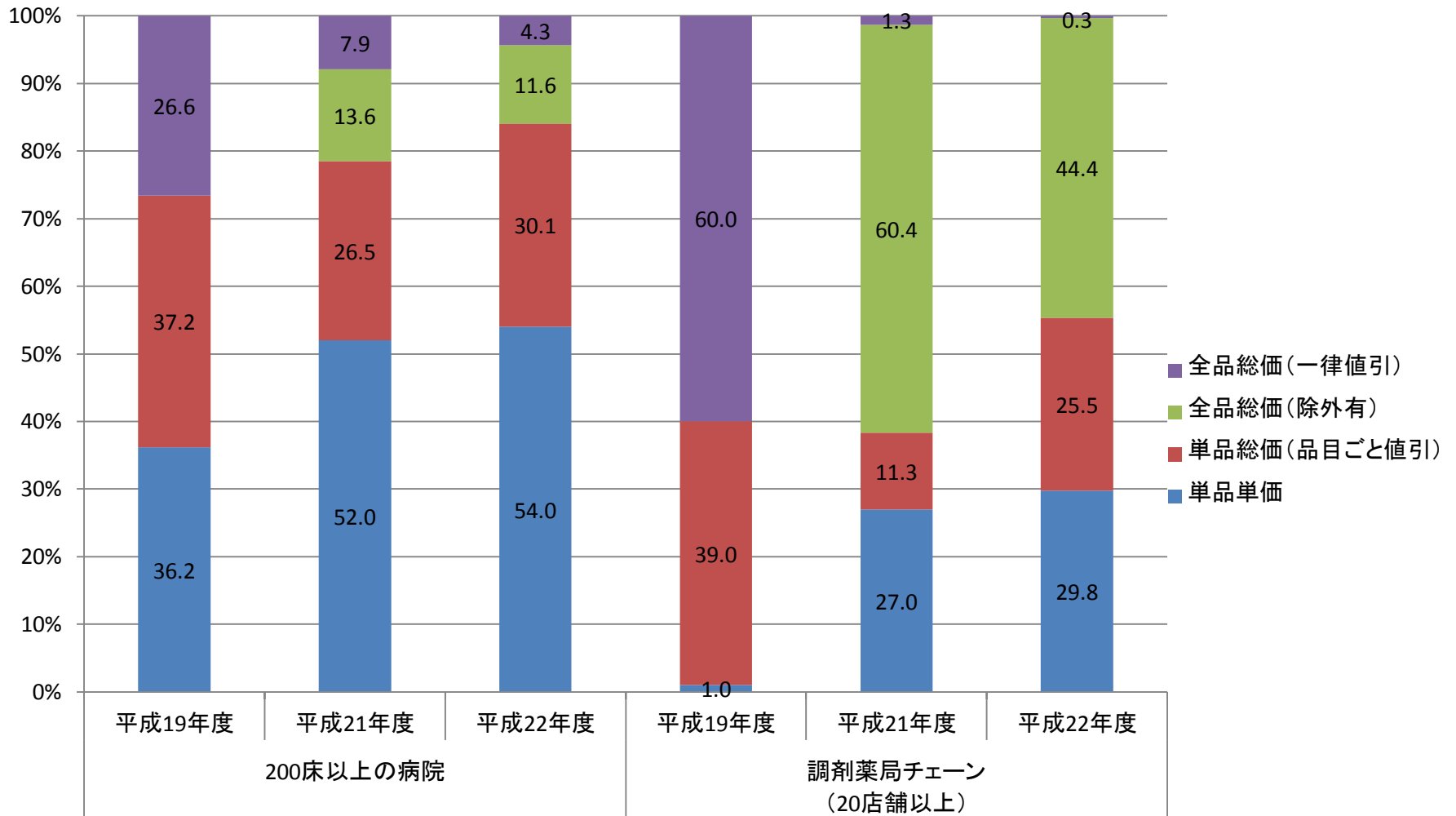
医療機関・薬局区分別妥結状況

区 分	妥 結 率
病 院(総計)	58. 4%
200床 以上	51. 4%
そ の 他	84. 2%
診 療 所	97. 4%
(医療機関 計)	(72. 2%)
チェーン薬局(20店舗以上)	63. 4%
そ の 他 の 薬 局	92. 7%
(保険薬局 計)	(85. 5%)
総 合 計	79. 1%

※その他の薬局には20店舗未満のチェーン薬局を含む。

※卸の報告に基づいて作成したものであり、医療機関側では妥結済と整理しているケースも含まれている。
※平成23年12月に納入した医療用医薬品の総額と、そのうち価格が妥結している取引分との比率。
※薬価基準ベースの金額に換算。

総価取引の状況



全品総価: 複数の品目が組み合わされている取引において、総価で交渉し個々の単価を薬価一律値引きで設定する契約

単品総価: 複数の品目が組み合わされている取引において、総価で交渉し総価で見合うよう個々の単価を卸の判断により設定する契約